



沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

○自衛官及び自衛官候補生の募集（市町村課）	1
○特定計量器の定期検査（生活安全安心課）	2
○公金の徴収に関する事務の委託（子育て支援課）	3
○公金の収納に関する事務の委託（水産課）	3
○公金の収納に関する事務の委託（住宅課）	3
公 告	
○家畜改良増殖法に基づく家畜人工授精に関する講習会の開催（畜産課）	4
○特定調達契約に係る一般競争入札の公告・2件（病害虫防除技術センター）	4
○特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告・2件（M I C E 推進課）	7
○沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場整備運営等事業に係る一般競争入札の公告（M I C E 推進課）	10
○建設業者の許可の取消し（技術・建設業課）	15

告 示

沖縄県告示第256号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、令和6年度における2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官並びに自衛官候補生の募集期間等を次のとおり告示する。

令和6年6月25日

沖縄県知事 玉城康裕

1 区分、募集期間、試験期日、試験場の位置及び試験場の名称

区分	募集期間	試験期日	試験場の位置	試験場の名称
一般曹候補生	令和6年7月1日から同年9月3日まで	令和6年9月14日から同月22日までのいずれか選択する日	名護市字宮里452番地3	名護地方合同庁舎
			うるま市安慶名一丁目8番1号	うるま市健康福祉センターうるみん
			那覇市前島3丁目25番39号	沖縄県水産会館
			宮古島市平良字下里1016番地	平良地方合同庁舎
			石垣市字登野城55番地4	石垣地方合同庁舎
	令和6年10月1日から同年11月28日まで	令和6年12月7日から同月12日までのいずれか選択する日	那覇市前島3丁目25番39号	沖縄県水産会館
			宮古島市平良字下里1016番地	平良地方合同庁舎

- ア 言語 日本語
イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和7年3月31日（月曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
- (1) 商号又は名称
(2) 住所又は所在地
(3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
(4) 使用印鑑
(5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるもの額
(6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、沖縄県が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場整備運営等事業に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和6年6月25日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 入札に付する事項
- (1) 事業名 沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場整備運営等事業（以下「本事業」という。）
(2) 場所 西原町字東崎地内及び与那原町字東浜地内
(3) 事業内容 本事業は、公共施設の整備について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、事業者が自らの提案をもとに公共施設の設計及び建設を行った後、沖縄県に当該公共施設の所有権を移転するとともに、当該公共施設の運営及び維持管理について、沖縄県が事業者に対して、PFI法第2条第6項に定める公共施設等運営権を設定して実施するものである。
(4) 事業期間
ア 設計・建設期間 事業契約締結の日から令和11年1月31日までを予定とする。
イ 開業準備期間 事業契約に定める日から供用開始日の前日までとする。
ウ 運営・維持管理期間 供用開始日から令和31年3月31日までを予定とする。
(5) サービス購入料の上限額
ア 設計業務・建設業務の対価 42,385,751,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
うち建設一時金（サービス購入料A-1）及び割賦元本（サービス購入料A-2）の合計額 41,364,155,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
イ 開業準備業務の対価 443,531,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
(6) 運営権対価の最低提案価格 610,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
(7) 入札方法 地方自治法施行令（平成22年政令第16号）第167条の10の2に定める総合評価一般競争入札方式により行う。
- 2 入札参加資格要件 本事業に係る入札に参加する者は、次の(1)及び(2)に掲げる要件を満たさなければならない。
- (1) 入札参加者の構成要件

ア 本事業の入札参加者は、本事業の実施に足る資金及び経営マネジメント体制を備える企業群とする。当該入札参加者は、特別目的会社に出資する構成企業及び特別目的会社に出資しない協力企業（以下「構成員」という。）で構成するものとし、その構成員は、本事業に係る他の入札参加者の構成員であってはならない。

イ 入札の参加にあたっては、特別目的会社に出資する構成企業の中から代表企業を定め、当該代表企業が入札参加手続を行わなければならない。

ウ 構成員のうち建設業務を担当するものは、建築一式工事業に係る特定建設業の許可を受けている者が3者以上、電気工事業に係る特定建設業の許可を受けている者が1者以上、管工事業に係る特定建設業の許可を受けている者が1者以上でなければならない。

エ 入札参加者は、参加表明書において、代表企業の名称を明記するとともに、本事業に係る業務を行う当該企業群を構成する企業の名称及び携わる業務を明記するものとする。

(2) 構成員の資格要件

ア 全ての構成員

(ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(イ) 沖縄県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない者であること。

(ウ) PFI法第9条に示される欠格事由に該当しない者であること。

(エ) 沖縄県暴力団排除条例（平成23年条例第35号）に基づく排除措置を受けていない者であること。

(オ) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行って認定を受けた者については、再生手続開始又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。なお、外国法人の場合、その適用法令において同等の要件を満たしていると沖縄県が確認が必要である。

(カ) 沖縄県が、本事業についてアドバイザリー業務を委託した共同体を構成するデロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、株式会社梓設計及び当該共同体が当該アドバイザリー業務において委託を行っている森・濱田松本法律事務所並びにこれらの企業と資本関係又は人的関係において一定の関連がある者でないこと。

(キ) 本事業に係る他の入札参加者の構成員との間に資本関係又は人的関係において一定の関連がある者でないこと。

イ 設計業務及び工事監理業務にあたる者

(ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

(イ) 設計業務及び工事監理業務にあたる者は、次に掲げる者のいずれかであること。なお、d又はeに掲げる者は、提案書の提出日までに審査が終了しない場合には、入札参加資格を欠くものとする。

a 令和6年6月25日付け沖縄県公報定期第5228号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告によって、本事業に係る設計業務及び工事管理業務の入札参加資格を有すると認められた者

b aに掲げる者の営業を継承した者

c 沖縄県測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿において建築関係コンサルタントとして登録されている者

d 沖縄県測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿において建築関係コンサルタントとして登録申請中である者

e c又はdに掲げる者の営業を継承したと認められる者

(ウ) 設計業務及び工事監理業務にあたる者のうち1者以上は、平成21年4月1日から本事業の入札参加資格確認申請書の申請日までの間に終了した設計業務であつて元請けとして、延べ床面積5,000平方メートル以上の無柱空間を有する建築物（公会堂、集会場、展示場、劇場又は体育館）の実施設計をした実績を有する者又は共同企業体方式でこれらの建築物の実施設計をした実績を有する者

であって、その出資比率が総出資額の100分の20以上である者であること。この場合、契約書の写し等によりその内容を証明できる者であること。

ウ 建設業務にあたる者

- (ア) 建築一式工事業、電気工事業又は管工事業のいずれかの特定建設業の許可を受けていること。
- (イ) 建設業務にあたる者は、次に掲げる者のいずれかであること。なおd又はeに掲げる者は、提案書の提出日までに審査が終了しない場合には、入札参加資格を欠くものとする。
- a 令和6年6月25日付け沖縄県公報定期第5228号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告によって、本事業に係る建築業務の入札参加資格を有すると認められた者
 - b aに掲げる者の営業を継承した者
 - c 沖縄県建設工事入札参加資格者名簿において建築一式工事業、電気工事業又は管工事業として登録されている者
 - d 沖縄県建設工事入札参加資格者名簿において建築一式工事業、電気工事業又は管工事業として登録申請中である者
 - e c又はdに掲げる者の営業を継承したと認められる者
- (カ) 建設業務にあたる者のうち1者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営事項審査の総合評定値通知書（有効かつ最新なものとする。以下同じ。）における建築一式の総合評定値が1,150点以上でなければならない。それ以外の者は、担当する業務の総合評定値が900点以上でなければならない。
- (キ) 建設業務にあたる者のうち1者以上は、平成21年4月1日から本事業の入札参加資格確認申請書の申請日までの間に終了した次のaからcまでに掲げる実績について、元請け又は共同企業体方式での実績を有する者であって、契約書の写し等によりその内容を証明できる者であること。共同企業体方式での実績を有する者である場合は、その出資比率が総出資額の100分の20以上である者であること。
- a 延べ床面積が5,000平方メートル以上の無柱空間を有する建築物（公会堂、集会場、展示場、劇場又は体育館）の新築工事の施工の実績
 - b 沖縄県赤土等流出防止条例（平成6年沖縄県条例第36号）の規定に基づく赤土流出防止対策又はこれと同等の施工の実績
 - c 不発弾磁気探査業務を含む建設工事の施工の実績

エ 開業準備及び運営業務にあたる者 開業準備及び運営業務にあたる者のうち1者以上は、平成21年4月1日以降に1年以上の建築物（公会堂、集会場、展示場その他これらに類する施設）の運営をした実績を有する者又は共同企業体方式でこれらの建築物の運営をした実績を有する者であって、その出資比率が総出資額の100分の50以上である者であること。この場合、契約書の写し等によりその内容を証明できる者であること。

オ 維持管理業務にあたる者

- (ア) 維持管理業務にあたる者のうち1者以上は、平成21年4月1日以降に1年以上の建築物（公会堂、集会場、展示場その他これらに類する施設）の維持管理をした実績を有する者であること。この場合、契約書の写し等によりその内容を証明できる者であること。
- (イ) 維持管理業務の遂行において必要となる資格を取得している者であること。

3 入札参加の手続 入札参加者は、参加表明書及び入札参加資格確認申請書を以下のとおり提出すること。資格確認の結果は、令和6年10月3日（木曜日）までに入札参加者（代表企業）に対して資格審査結果通知書の発送により通知する。

- (1) 受付期間 令和6年9月2日（月曜日）午前9時から同月18日（水曜日）午後4時まで（必着）
- (2) 提出先 沖縄県文化観光スポーツ部MICE推進課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号
- (3) 提出方法 参加表明書及び入札参加資格確認申請書を持参又は郵便により提出すること。ただし、郵便による提出の場合は配達証明付きの書留郵便とし、令和6年9月17日（火曜日）午後4時までに必着すること。

4 入札手続の方法等

- (1) 入札及び開札
ア 日時 令和7年1月17日（金曜日）午後2時

イ 場所 沖縄県庁行政棟2階会議室 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号
ウ 提出方法 入札書を持参又は郵便により提出すること。ただし、郵便による提出の場合は配達証明付きの書留郵便とし、令和7年1月16日（木曜日）午後4時までに必着すること。なお、郵便による提出先は、3(2)に示す場所とする。

(2) 事業提案書の提出

ア 受付期限 令和7年1月17日（金曜日）午後2時（必着）

イ 提出先 (1)イに示す場所

ウ 提出方法 事業提案書及び同内容の電子媒体を持参又は郵便により提出すること。ただし、郵便による提出の場合は配達証明付きの書留郵便とし、令和7年1月16日（木曜日）午後4時までに必着すること。なお、郵便による提出先は、3(2)に示す場所とする。

5 入札参加者の失格 入札参加資格審査結果通知書を受けた入札参加者の構成員が落札者決定までの間に入札参加資格要件を満たさなくなったときは、失格とする。

6 入札に関する書類入手するための手段 沖縄県文化観光スポーツ部M I C E 推進課のホームページ (<https://www.pref.okinawa.jp/bunkakoryu/sport/1009786/1022057.html>) からダウンロードすること。

7 入札の無効 次の入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者として決定した場合は、当該決定を取り消すものとする。

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 同一人が同一事項について2通以上の入札

(3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札

(4) 入札書の表記金額を訂正した入札

(5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札

(6) 入札条件に違反した入札

(7) 連合その他不正の行為があった入札

(8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

(9) 入札提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札

(10) 落札者決定までの間に、沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場整備運営等事業事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員に対して事業者選定に関し自己に有利になる目的のため、接触等の働きかけを行った者が行った入札

8 落札者の決定

(1) 入札提出書類の評価に関する基準 総合評価に関する評価項目は、次のとおりとし、詳細については、沖縄県が別に定める落札者決定基準による。

ア 提案内容に関する評価

(ア) 特定事業に関する評価

a 全体計画

b 施設整備

c 維持管理

d 運営

(イ) 民間収益事業に関する評価

a 必須提案の事業方針

b 必須提案の施設整備・運営計画

c 地域振興・任意提案

イ 入札価格に関する評価

(ア) 施設整備費

(イ) 運営権対価

(2) 総合評価の方法

ア 入札参加資格確認審査 入札参加資格確認審査は、入札参加者として適切な資格及び必要な能力を有しているかを審査するものであり、2に示す参加者資格要件を満たしていない場合は失格とする。

なお、入札参加資格審査の結果は、提案審査における評価に反映しないものとする。

イ 提案審査 提案審査は、総合評価一般競争入札により落札者を決定するために、入札参加者の提案

内容等を審査するものであり、提案審査の手順は次のとおりである。

- (ア) 入札価格の確認 入札価格の内訳書において、サービス購入料A、サービス購入料A-1及びサービス購入料A-2の合計額並びにサービス購入料Bのいずれかが1(5)に示すサービス購入料の上限額を超える場合又は運営権対価が1(6)に示す運営権対価の最低提案価格を下回る場合は失格とする。
- (イ) 基礎審査 入札参加者が提出した入札提案書類について、要求水準書に定めた業務要求水準を全て満たしているかについて審査を行う。なお、提案内容が要求水準書に定められた業務要求水準を満たしていない項目がある場合は、失格とする。
- (ウ) 加点審査
- a 入札参加者から提出された入札提案書類の各様式に記載された内容について、審査項目ごとに審査を行い、得点を付与し、当該得点の合計点と、入札価格にもとづき算出された得点を合算して当該総合評価点とする。
 - b 選定委員会が入札参加者に対してヒアリング（入札参加者によるプレゼンテーション、質疑応答等）を実施する。
 - c 必要に応じて入札参加者に文書で質問し、入札参加者からの回答の内容については、審査対象に含むものとする。
 - d 加点審査は、提案内容の評価点を400点、入札価格の評価点を100点とし、総合評価点を500点満点とする。

ウ 最優秀提案者の選定

- (ア) 加点評価によって得られた総合評価点が最も高い提案者を最優秀提案者として選定する。
- (イ) 総合評価点が最も高い入札参加資格者が複数ある場合には、提案内容の評価が高い入札参加資格者を最優秀提案者とする。

エ 落札者の決定 沖縄県は、選定委員会の選定結果を踏まえて、落札者を決定し、令和7年3月を目途に公表する。

9 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県文化観光スポーツ部MICE推進課
- (2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2077

10 その他

- (1) 契約条項を示す期間及び場所
 - ア 期間 この公告の日から令和7年1月17日（金曜日）（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後4時までとする。
 - イ 場所 3(2)に示す場所
- (2) 契約締結時期 本事業に係る契約は、PFI法第12条の規定に基づき、沖縄県議会の議決を得るために、落札決定後は基本協定を締結した上で、仮契約を締結し、沖縄県議会の議決を経て通知したときをもって本契約とする。
- (3) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。
- (4) 入札保証金 入札説明書による。
- (5) 関連情報を入手するための窓口 沖縄県文化観光スポーツ部MICE推進課 電話番号098-866-2077
- (6) 最低制限価格 設定しない。
- (7) 必要と認めるときは入札を延期し、中止し、又は取り消すことがある。
- (8) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Contract Details :
Design, Construction, and Operation Of The Marine Town Convention / Exhibition Hall In Okinawa Prefecture Under A PFI-BT Concession.
- (2) Deadline For The Submission Of Application Forms :
4:00 p.m. 18 September, 2024
- (3) Deadline For The Submission Of Tenders and The Required Relevant Documents :
2:00 p.m. 17 January, 2025

(4) Contact Point For Tender Documentation :

MICE Promotion Division, 8th Floor, Okinawa Prefectural Government Office Building,
1-2-2 Izumizaki Naha City, Okinawa, 900-8570 Japan
Tel 098-866-2077

(5) Language For Making Inquiries : Japanese

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和6年6月25日

沖縄県知事 玉城康裕

1(1) 処分をした年月日 令和5年12月27日

(2) 商号名 立晶産業

(3) 代表者名 砂川和男

(4) 所在地 宮古島市城辺字砂川613番地2

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-4）第13430号

(6) 処分の内容 許可した業種のうち電気工事業及び管工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 令和5年12月27日付けで、建設業法第12条に基づき電気工事業及び管工事業を廃止した旨の届出があった。

2(1) 処分をした年月日 令和6年1月18日

(2) 商号名 有限会社三工電設

(3) 代表者名 下地健一

(4) 所在地 宜野湾市伊佐三丁目9番7号

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-5）第5759号

(6) 処分の内容 許可した業種のうち電気通信工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 令和6年1月18日付けで、建設業法第12条に基づき電気通信工事業を廃止した旨の届出があった。

3(1) 処分をした年月日 令和6年1月19日

(2) 商号名 有限会社比嘉門タイル店

(3) 代表者名 比嘉門英樹

(4) 所在地 宜野湾市伊佐三丁目21番2号

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-30）第4058号

(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、鉄筋工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 令和6年1月19日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、鉄筋工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。

4(1) 処分をした年月日 令和6年1月22日

(2) 商号名 有限会社十和通信

(3) 代表者名 比嘉佑貴

(4) 所在地 浦添市西原五丁目48番2号

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-30）第5252号

(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 令和6年1月22日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。

5(1) 処分をした年月日 令和6年1月23日

(2) 商号名 有限会社デジタルマックス

(3) 代表者名 前富里典正